

## 精神病床の削減に資する共同生活援助事業の整備にかかる 優遇融資のお知らせ

精神科病院の入院患者の退院促進・病床削減及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進を支援するため、精神病床の削減に資する共同生活援助の整備事業について、通常の貸付条件より**融資率を優遇**した融資を実施しています。

### 《対象となる施設》

◎共同生活援助事業（病床削減を伴う精神科病院の施設整備事業と一体的に整備することが確認できるものに限る）

融資条件	【優遇適用後の条件】	【通常条件】
融資率	90%	80%
貸付利率※	基準金利	基準金利

※ 福祉貸付利率表（PDF）の「1社会福祉事業施設」の利率が適用されます。利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。

▼利率表はこちら



- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

1 連絡先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係

TEL (03) 3438-9298

FAX (03) 3438-0583

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係

TEL (06) 6252-0216

FAX (06) 6252-0240

福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>

## 精神科病院の整備にかかる優遇融資のお知らせ

精神科病院の入院患者の退院促進・病床削減の推進を支援するため、病床削減を伴う精神科病院の施設整備事業について、通常の貸付条件より融資率及び貸付利率、融資限度額を優遇した融資を実施しています。

## 《対象となる施設》

◎減床を伴う施設整備を行う精神科病院

融資条件	【優遇適用後の条件】	【通常条件】
融資率	90%	60～70%
貸付利率 ※1	基準金利 (据置期間中無利子) ※2	基準金利～ 基準金利+0.5%
融資限度額	所要額の90%	7.2億円

※1 医療貸付利率表(PDF)の「1病院 新築資金・甲種増改築資金」の利率が適用されます。利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。

▼利率表はこちら

※2 据置期間中無利子は国庫補助等対象事業に限ります。



- ご融資には担保・保証人(保証人不要制度あり)が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご連絡先

●開設地が東日本(北海道～三重県)：東京本部  
福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9937  
医療審査課 FAX 03-3438-0583

●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)：大阪支店  
大阪支店 TEL 06-6252-0219  
医療審査課 FAX 06-6252-0240

独立行政法人福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>